武器禁輸

14. 全ての加盟国は、アリー・アブドッラー・サーレハ、アブドッラー・ヤヒヤー・アル・ハキーム、アブドルハーリク・アル・ホーシー及び決議第二千百四十号（二千十四年）の19の規定に従って設置された委員会（以下「委員会」という。）及びこの決議の20(d)の規定に従って指定された個人及び団体、この決議の別添付属書に掲載された個人及び団体、並びにそれらの代理又は指示によりイエメンで活動する者に対し、自国の領域からの若しくは領域を通じた、自国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは自国に登録された航空機の使用による、武器及び弾薬、軍用の車輌及び装備、準軍用装備並びにこれらの予備部品を含む全ての種類の武器及び関連物資、並びに自国の領域の出身であるか否かを問わず、武装傭兵要員の提供を含む軍事的活動又はいかなる武器及び関連物資の提供、維持若しくは使用に関連する技術援助、訓練、資金又はその他の援助を直接若しくは間接に供給、販売又は移転すること、並びにそれらの者を利することを防止するために必要な措置を直ちにとることを決定する。

15. 全ての加盟国、特にイエメンの隣国に対し、当該貨物がこの決議の14の規定により供給、販売又は移転が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な実施を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法、特に海洋法及び関連する国際的な民間航空協定に従って、海港及び空港を含む自国の領域内で、イエメン向けの全ての貨物を検査することを要請する。

16. 全ての加盟国に対し、この決議の14の規定により供給、販売又は移転が禁止されている品目を発見した場合には、それらの品目を破壊すること、使用し得ない状態にすること、保管すること又は処分を目的として仕出国若しくは仕向国以外の国へ当該品目を移転すること等を通じて押収及び処分することを認め、また、全ての国がこれを行うことを決定し、さらに、全ての加盟国がそのような努力に協力することを決定する。

17. いかなる加盟国も、この決議の15の規定に従って検査を行うときは、特に、検査の根拠の説明、当該検査の結果及び協力が得られたか否かが含まれた最初の書面報告を速やかに委員会に提出することを要求し、提供、販売及び移転が禁止される品目が発見された場合には、当該加盟国に対し、品目の記述、当該品目の仕出地及び意図された仕向地を含む検査、押収及び処分並びに移転に関する詳細が最初の報告に記載されていない場合には、これらの情報が含まれたその後の書面による報告を三十日以内に委員会に対して提出することを更に要求する。

追加指定基準

18. 決議第二千百四十号（二千十四年）の17の規定で設定された指定基準及び同決議の11及び15の規定によって課された措置を再確認し、これらの完全な実施の重要性を強調する。

19. 決議第二千百四十号（二千十四年）の18の規定を再確認し、イエメンの平和、安全及び安定を脅かす行為が、14の規定により課された武器禁輸の違反、及び、イエメンに対する人道支援の提供又は、イエメンにおける人道支援へのアクセス若しくは配給を妨げることを含み得ることを強調する。

制裁委員会の任務

20. 決議第二千百四十号（二千十四年）の19の規定に従って設置された委員会が、以下の任務を遂行することを決定する。

(a) この決議の14の規定により課された措置の実施を監視すること

(b) この決議の14の規定により課される措置を効果的に実施するため全ての加盟国がとった行動について、委員会が有益と考えるあらゆる情報を全ての国から求めること

(c) この決議に含まれる措置に対する違反又は不履行に関する情報を審査し適切な行動をとること

(d) 14の規定により課された措置の対象に、必要に応じて個人及び団体を追加的に指定すること

専門家パネルの任務

21. 決議第二千百四十号（二千十四年）の21の規定に従って設置され、決議第二千二百四号（二千十五年）により更新された専門家パネルの任務が、14の規定により課された措置の実施の監視も含むことを決定する。

22. 事務総長に対し、専門家パネルの任務が増大していることに妥当な考慮を払った上で、パネルを五名に増員し、パネルの業務を支援するために必要な財政的及び安全上の取極を作成することを要請する。

23. 専門家パネルに対し、決議第千二百六十七号の下で設置された監視団を含む、安全保障理事会により設置されたその他の専門家パネル又はグループとその任務の実施に関連する範囲で積極的に協力することを要請する。

見直しの約束

24. イエメンのいかなる当事者による、この決議及び決議第二千二百一号（二千十五年）の不履行があった場合には、更なる措置をとる準備があることを再確認する。

25. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

別添附属書

1. アブドルマリク・アル・ホーシー

アブドルマリク・アル・ホーシーは、イエメンの平和、安全又は安定を脅かす活動に関与してきた集団の指導者の一人である。

二千十四年九月、ホーシー派部隊がサヌアを奪取し、二千十五年一月、ホーシー派が支配する正統でない統治当局を通じて、イエメンの正統な政府を交代させようと一方的に試みた。アブドルマリク・アル・ホーシーは、兄フセイン・バドルッディーンの死後二千四年に、イエメンのホーシー派運動の指導的地位を担っている。ホーシー派の指導者として、アブドルマリク・アル・ホーシーは、自らの要求に応じない場合に更なる騒擾を引き起こすことでイエメン当局を繰り返し脅迫し、ハーディ大統領、首相、主要閣僚を拘留した。ハーディ大統領は、その後アデンに逃れた。ホーシー派は、サーレハ前大統領とその息子アフマド・アリー・サーレハに対して忠実な軍部隊の支援を得て、アデンに対する新たな攻勢に出た。

2. アフマド・アリー・アブドッラー・サーレハ

アフマド・アリー・アブドッラー・サーレハは、イエメンの平和、安全及び安定を脅かす行為に関与してきた。

アフマド・アリー・アブドッラー・サーレハは、ハーディ大統領の権威を弱体化させ、ハーディ大統領による軍改革の試みを妨害し、イエメン民主主義における平和的な民主主義への移行を妨げるために活動してきた。アフマド・アリー・アブドッラー・サーレハは、ホーシー派の軍事的拡大の促進において重要な役割を果たした。二千十三年二月中旬、アフマド・アリー・アブドッラー・サーレハは、共和国警備隊の旅団及び身元不明の部族長らに数千丁のライフルを配給した。これらの武器は二千十年に調達され、後日政治的利益を得るために、武器の受領者からの支持を取り付ける目的で用意された。

アフマド・アリー・アブドッラー・サーレハの父、イエメン共和国前大統領アリー・アブドッラー・サーレハが二千十一年に大統領を辞任した後、アフマド・アリー・アブドッラー・サーレハは、共和国警備隊司令官の地位に留まった。一年と少し後、アフマド・アリー・アブドッラー・サーレハは、ハーディ大統領により解任されたが、解任された後もイエメン軍内に大きな影響力を有していた。アリー・アブドッラー・サーレハは、二千十四年十一月に決議第二千百四十号の下で国連により指定された。

○厚生労働省告示第一号

農林水産省

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十七条の規定に基づき、指定認定機関から事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　林　芳正

指定認定機関の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更の年月日
公益社団法人日本べんとう振興協会	東京都新宿区四谷二丁目八番地	東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十五号	平成二十七年六月二十日